

産業廃棄物処理計画書

令和 4年 6月 27日

京都府知事 様



提出者

住 所 京都府京都市伏見区浄菩提院町316番

氏 名 大和ハウス株式会社 京都支社
支社長 坂東 希

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 075-605-2908

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大和ハウス工業株式会社 京都支社
事業場の所在地	京都府京都市伏見区浄菩提院町316番
計画期間	2022年4月1日～2023年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合建設業
② 事業の規模	完成工事高 2,049百万円
③ 従業員数	193名 (2022.4.1)
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	・解体工事 ガレキ類(コンクリート塊、アスコン塊)、木くず→再生処分業者に委託して、再生砕石、チップ(合材用、燃料用)として再資源化 ・新築工事 現場にて建設産廃を19品目に分別し奈良工場に一括して集め品目別に再生処分業者に委託し再資源化 ・新築工事(一般工事) 現場にて分別しリサイクル可能な品目については再生処分業者に歌くして再資源化。紙くずについては無償譲渡契約を締結し、可能な限り廃棄物にしない。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙「別表①廃棄物管理組織図」参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2021年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	排出量	t
	(これまでに実施した取組) 1. 住宅系新築工事における当社商品の工業化・梱包材を極力簡素化して現場納入を実施、及び梱包材の再利用・石膏ボードや瓦、内装下地材のプレカット化 2. 建築系新築工事における一部工業化・外壁のパネル化・紙くずについては無償譲渡契約を締結し、可能な限り廃棄物にしない。	
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	住宅系（新築）6.3kg/m ² 建築系（新築）30.0 kg/m ²
	排出量	
	(今後実施する予定の取組) ・現場調達材やプレカットの精度向上を検討する	

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・住宅系新築工事は19品目に分別 ・建築系新築工事は廃プラ、金属くず、木くず、紙くず、ダンボール、石膏ボード、ガラス陶磁器くず等5～7品目に分別している。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状を継続し分別の精度向上を検討する

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

②計画	【目標】		別紙集計用シートのとおり	
	産業廃棄物の種類			
	全処理委託量	t	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>・委託基準管理事項の継続・可能な限り優良認定処理業者を選定し再資源化率の向上を図る。・処理委託業者施設の定期現地確認を継続する。</p>			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産 業 展 望 業 務 地 現 況 計 画 書 の [兼 計 用 シ ー ト]

* 下欄にない種類の産業事業については、「産業事業物の種類」欄に、品目名を記載してください
 ・行が不足すれば、適宜追加してください

産業事業物の種類	0 0000		0 1000		0 2000		0 3000		0 4000		0 5000		0 6000		0 7000		0 8000		0 9000		計	
	計	1000	計	1000	計	1000	計	1000	計	1000	計	1000	計	1000	計	1000	計	1000	計	1000		
1000 製造業																						
2000 建設業																						
3000 卸売業																						
4000 小売業																						
5000 飲食業																						
6000 娯楽業																						
7000 運輸業																						
8000 情報通信業																						
9000 金融業																						
計																						

出典：国土交通省「産業立地調査報告書」